



栃木県景観条例に基づく

公共事業景観形成の

手引き

“ふるさととちぎ”の景観を守り育てる



栃木県

Tochigi Prefecture

3. 栃木県公共事業景観形成指針

(平成16年2月3日、栃木県告示第51号)改正 平成17年2月14日告示第95号

区	分	指	針
基	本	的	事
基	本	的	事
共	通	指	針
要素別指針	位置及び規模		
	形態及び意匠		
	色	彩	

区	分	指 針
要素別指針	材 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然景観地にあつては、自然の景観に調和する材料の活用に努める。 2 経年変化により、風格の増す材料の活用に努める。 3 地場産材等その地域で産出した材料が使用可能な場合にあっては、その効果的な活用に努める。
	敷 地 の 緑 化	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業地内に良好な緑地及び歴史的な巨樹、古木等がある場合は、保存、移植等に努める。 2 新たに植栽する場合は、生育に十分な基盤を整備し、周辺の樹木及び植生との調和に努める。 3 花木、草花等により、季節感の演出を行うように努める。 4 地域の植生及び周囲の自然に調和する魅力的な緑化に努める。
施設別指針	道 路	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的街並みなど、その地域特性との調和に努めながら、質の高い沿道景観となるようデザインの工夫に努める。 2 道路及び道路附属物の連続性に配慮しつつ、必要に応じ、地域の特徴を表すように努める。 3 高架橋等については、周辺の景観に対し、圧迫感、威圧感等を与えないように努める。
	公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域特性に応じて個性の創出を図り、地域のシンボルとして親しまれるように努める。 2 できる限り緑化に努め、緑のネットワークの拠点となるように努める。 3 周囲の施設との調和を図り、開放感を生み出すように努める。
	河 川 ・ 水 路	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川又は水路の空間的な広がりを生かすとともに、水辺の連続性を保つように努める。 2 身近で親しみやすい水辺空間となるように努める。
	橋 梁	<ol style="list-style-type: none"> 1 背景となる自然、街並み等のバランスに配慮しつつ、主な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するように努める。 2 必要に応じて、橋梁からの眺望にも配慮し、新たな視点場の創出に努める。 3 歴史や文化を伝え、地域に親しまれるデザインに努める。
	ダム・堰堤・砂防・治山	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然の改変をできる限り抑え、工法等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 2 新たな自然景観を享受する空間及び視点場の創出を図り、憩いの場としての整備に努める。
	建築物及び敷地	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観との調和を図りつつ、地域の景観形成を先導する、新たな空間の創出に努める。 2 敷地、建築物の屋上等の緑化に努める。 3 バックヤード等の見え方の工夫に努める。
	附属物・ファニチャー等	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用物、設備類等の整序並びにファニチャー類の調和及び統一の工夫に努める。 2 彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、設置場所の空間の特性に応じたものとするように努める。 3 照明施設は、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。
	公共広告物・サイン	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共広告物の掲出場所に留意し、その数及び規模を必要最小限とするように努める。 2 分りやすく、統一性のある質の高いデザイン及び計画的な設置に努める。 3 公共施設に掲示する図画、ペイント等は、周辺の景観に調和するものとなるように努める。
	工 事 中 の 景 観	<p>現場周辺に、圧迫感、不安感等を与えないように、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、修景の工夫に努める。</p>

4. 栃木県公共事業景観形成指針チェックリスト

●「公共事業景観形成指針チェックリスト」について

公共事業を行おうとする事業者は、その公共事業が景観形成に資するものとするために、このチェックシートを活用し、自己評価を行ってください。

チェックシートでは、各項目に対し、配慮がなされている場合はチェック欄に「○」を付けるとともに、具体的な取り組みを記載してください。

●3つの景観特性と公共事業景観形成指針

公共事業景観形成指針は県内全域を対象とした一律の基準ですが、景観づくりを進めるにあたっては、栃木県らしさを表す「自然」「歴史・文化」「生活や産業などの営み」などから特色付けられた景観に配慮する必要があります。

そこで、公共事業景観形成指針を適用する際に、「自然的景観」、「歴史的景観」及び「都市的景観」の3つの景観で特に配慮が望まれるものを「○」で明示しました。この3つの景観は、必ずしも明確に区分したエリアとして示されるものではありませんが、地域の景観特性に配慮した景観形成を進める上で参考となるものです。

【自然的景観】とは…

那須や日光に代表される雄大な森林地、これらの山並みの奥深くに入り組む渓谷や湖沼、中央平野部の河川周辺に広がる農地などの景観

[例] 那須・日光連山一帯、足尾・八溝山地一帯、那須野ヶ原



【歴史的景観】とは…

奥州街道や日光街道など街道沿いに発生した宿場町や、日光東照宮に代表される社寺仏閣を中心に広がる門前町などの景観

[例] 栃木蔵の街、大田原・黒羽の城下町、日光2社1寺周辺の門前町、足利学校周辺



【都市的景観】とは…

駅前や幹線道路沿いの商業地、市街地周辺に広がる住宅地、郊外部に展開される工業団地等の景観

[例] 宇都宮市大通り、宇都宮市豊郷台などの住宅団地、宇都宮市平出工業団地等



●公共事業景観形成指針チェックリスト

件名：				記入者：		
場所：						
事項	指針	各景観で特に配慮が望まれるもの			チェック欄	具体的な取り組み
		自然的景観	歴史的景観	都市的景観		
第1 基本的事項						
1 地域の特性への配慮	地域の特性を尊重し、その地域ならではの魅力ある景観の形成に努める。	○	○	○		
2 既存施策との整合	公共事業の計画に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策及び県又は市町村が定める条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合性を確保するように努める。	○	○	○		
3 視点と視対象との関係性	見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努める。	○	○	○		
4 景観づくりの検証	事業のあらゆる検討の場面において、景観に配慮するように努める。	○	○	○		
取り組みのなかで特筆すべき点：						

事 項	指 針	各景観で特に配慮が望まれるもの			チエック欄	具体的な取り組み
		自然的景観	歴史的景観	都市的景観		
第2 共通指針						
1 地形改変の抑制	地形の改変を最小限に抑制し、その土地固有の起伏を生かすとともに、大規模な造成等の後には、周辺の景観に調和するように努める。	○				
2 自然がつくる連続性の確保	自然がつくる地域の原風景を生かしつつ、山地、丘陵地等の緑の連なりや水系の保全に努め、それらを市街地の背景として生かすように努める。	○				
3 都市と自然のつながり	都市と自然との景観における有機的なつながりに配慮する。	○		○		
4 水と緑のネットワーク形成	緑地及び水辺の拡充に努めるとともに、既存の緑と水とを互いに結びつけることで、緑のネットワーク及び自然に親しめる空間の創出に努める。	○		○		
5 歴史、文化の継承	都市の成り立ち、歴史及び文化を捉え、過剰な演出とならないよう配慮しながら、街並みの中にその地域の歴史及び文化を生かすように努める。		○	○		
6 歴史、文化資源の保全、活用	地域の骨格を形成する景観資源を保全し、及び生かすように努める。		○			
7 地域イメージの育成と創出	地域イメージを印象づけるとともに、活気のある街並みの創出に努める。			○		
8 施設デザインの工夫	必要に応じ、公共施設の造形的な工夫に努め、景観を損ねるおそれのある要素にあっては、目立たせないように努める。			○		
9 良好な隣接事業のデザイン継承	これまで行った景観形成に関する配慮を、隣接する周辺事業等に生かすように努める。			○		
10 修繕時等のデザイン継承	補修、修繕等の際には、設計当初のデザインを継承し、又はより良い改善に努める。		○	○		
取り組みのなかで特筆すべき点：						

事項	指針	各景観で特に配慮が望まれるもの			チェック欄	具体的な取り組み
		自然的景観	歴史的景観	都市的景観		
第3 要素別指針						
1 位置及び規模	a. 眺望に対する配慮	背景となる自然の眺望に配慮した施設の位置、規模等の工夫に努める。	○		○	
	b. 圧迫感に対する配慮	大規模な建築物又は構造物の建築等の事業にあつては、ヒューマンスケールの空間づくりとなるように努める。		○	○	
	c. 歴史性への配慮	歴史的な雰囲気等の街並み等の景観を有する地域にあつては、その雰囲気を壊さないような位置、規模等の工夫に努める。		○		
	d. ランドマーク性の演出	必要に応じ、大規模な建築物等にあつては、ランドマーク性を演出するように努める。			○	
2 形態及び意匠	a. 自然との調和	自然景観地にあつては、自然と調和する形態及び意匠の工夫に努める。	○			
	b. 地域特性の表現	必要に応じ、地域特性を表現する要素を形態及び意匠に取り入れるように努める。	○	○	○	
	c. 不要な装飾等の抑制	機能、地域性等に基づかない装飾、形態及び意匠は避けるように努める。	○	○	○	
3 色彩	a. 主張しない基調色の選定	施設の基調となる色については、周辺の景観に対して、主張しすぎないような色彩の選定に努める。	○	○	○	
	b. 歴史、文化に配慮した色彩	地域固有の歴史及び文化を魅力的に伝える色彩の活用に努める。	○	○	○	
	c. アクセント色の活用	アクセント色を導入する場合は、基調色に調和して使用し、施設の個性や魅力を生かすような工夫に努める。	○	○	○	

事 項	指 針	各景観で特に配慮が望まれるもの			チエック欄	具体的な取り組み
		自然的景観	歴史的景観	都市的景観		

第3 要素別指針

4 材料	a. 自然になじむ素材の活用	自然景観地にあつては、自然の景観に調和する材料の活用に努める。	○			
	b. 味わいの出る素材の活用	経年変化により、風格の増す材料の活用に努める。	○	○	○	
	c. 地場産材の活用	地場産材等その地域で産出した材料が使用可能な場合にあつては、その効果的な活用に努める。	○	○	○	
5 敷地の緑化	a. 既存樹木等の保存、活用	事業地内に良好な緑地及び歴史的な巨樹、古木等がある場合は、保存、移植等に努める。	○	○	○	
	b. 植栽生育基盤の配慮	新たに植栽する場合は、生育に十分な基盤を整備し、周辺の樹木及び植生との調和に努める。	○	○	○	
	c. 季節感の演出	花木、草花等により、季節感の演出を行うように努める。			○	
	d. 樹種の選定	地域の植生及び周囲の自然に調和する魅力的な緑化に努める。	○	○	○	

取り組みのなかで特筆すべき点：

事項	指針	各景観で特に配慮が望まれるもの			チエック欄	具体的な取り組み
		自然的景観	歴史的景観	都市的景観		
第4 施設別指針						
1 道路	a. 沿道景観の先導	歴史的街並み等、その地域特性との調和に努めながら、質の高い沿道景観となるようデザインの工夫に努める。	○	○	○	
	b. 道路施設デザインの工夫	道路及び道路附属物の連続性に配慮しつつ、必要に応じ、地域の特徴を表すように努める。		○	○	
	c. 高架橋デザインの工夫	高架橋等については、周辺景観に対し、威圧感、圧迫感等を与えないように努める。	○	○	○	
2 公園 ・緑地 ・広場	a. 地域個性の創出	地域特性に応じて個性の創出を図り、地域のシンボルとして親しまれるように努める。			○	
	b. ネットワークの拠点形成	できる限り緑化に努め、緑のネットワークの拠点となるように努める。			○	
	c. 開放感を生かす	周囲の施設との調和を図り、開放感を生み出すように努める。	○		○	
3 河川 ・水路	a. 空間的広がり と連続性への配慮	河川又は水路の空間的な広がりを生かすとともに、水辺の連続性を保つように努める。	○			
	b. 身近な水辺空間の創出	身近で親しみやすい水辺空間となるように努める。			○	
4 橋梁	a. 造形的美しさの演出	背景となる自然、街並み等のバランスに配慮しつつ、主な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するように努める。	○		○	
	b. 視点場の創出	必要に応じて、橋梁からの眺望にも配慮し、新たな視点場の創出に努める。	○		○	
	c. 歴史、文化の継承	歴史や文化を伝え、地域に親しまれるデザインに努める。		○		

事 項	指 針	各景観で特に配慮が望まれるもの			チエック欄	具体的な取り組み
		自然的景観	歴史的景観	都市的景観		
第4 施設別指針						
5 ダム ・堰堤 ・砂防 ・治山	a. 周辺景観との調和	自然の改変をできる限り抑え、工法等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。	○			
	b. 視点場などの創出	新たな自然景観を享受する空間及び視点場の創出を図り、憩いの場としての整備に努める。	○			
6 建築物及び敷地	a. 地域景観の先導	周辺の景観との調和を図りつつ、地域の景観形成を先導する、新たな空間の創出に努める。	○	○	○	
	b. 建築及び敷地の緑化	敷地、建築物の屋上等の緑化に努める。	○		○	
	c. バックヤードの遮へい	バックヤード等の見え方の工夫に努める。	○	○	○	
7 附属物・ファニチャー等	a. 調和、統一性の配慮	道路占用物、設備類等の整序並びにファニチャー類の調和及び統一の工夫に努める。	○	○	○	
	b. 彫刻等の選定	彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、設置場所の空間の特性に応じたものとするように努める。	○	○	○	
	c. 照明の形態等と光害への配慮	照明施設は、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。	○	○	○	
8 公共広告物・サイン	a. 掲出場所と数、規模の配慮	公共広告物の適切な掲出場所に留意し、その数及び規模を必要最小限とするように努める。	○	○	○	
	b. デザインと計画的設置	分りやすく、統一性のある質の高いデザイン及び計画的な設置に努める。	○	○	○	
	c. 図画、ペイントの注意	公共施設に掲示する図画、ペイント等は、周辺の景観に調和するものとなるように努める。	○	○	○	
9 工事中の景観	a. 工事中の景観	現場周辺に、圧迫感、不安感等を与えないように、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事等により、修景の工夫に努める。	○	○	○	

取り組みのなかで特筆すべき点：